

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

【訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション】

この要件は令和6年6月1日現在のものです。今後、厚生労働省からの通知等があった場合は、要件の内容について見直すことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 提出書類

加算等の種別	必要書類
共通必要書類	① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ③ 誓約書(加算用)
高齢者虐待防止措置実施の有無	① 改善計画書(減算型の場合のみ)
リハビリテーションマネジメント加算(イ)(ロ)【訪問リハビリテーション】	※共通必要書類のみ ※(ロ)を算定する場合は LIFE への登録が必要
口腔連携強化加算	① 口腔連携強化加算に関する届出書(別紙 11)
移行支援加算【訪問リハビリテーション】	① 訪問リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出書(別紙20)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)	① サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙 14-2)
LIFE への登録	※共通必要書類の①②のみ(誓約書不要)

2 算定要件

基準	解釈通知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生労働省告示第 19 号)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号)
指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 127 号)	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 3 月 17 日老計発 0317001 老振発 0317001 老老発 0317001)